



## 質問

**複数年契約の火災保険加入のため、修繕積立金から支出したいのですが可能ですか。**

(相談概要)

現在1年掛捨て型の火災保険に加入していますが、複数年契約の方が割安になるため、満期後に5年掛捨て型の火災保険に切り替えたいと考えています。一時的に支払いが多くなるため、修繕積立金から支出したいのですが可能ですか。



## 回答

規約の定めによりませんが、マンション標準管理規約に準拠している場合は、第27条で管理費から火災保険料・その他の損害保険料（積立型の場合は資産部分を除く）を支払うこととなっており、修繕積立金は第28条で特別の管理に要する経費として用途を限定しているため、修繕積立金から支払うことは適切でないと考えられます。

よって、管理費会計で保険料相当額を確保できない場合は、単年度型の掛捨て型保険への加入にとどめるべきと思われます。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。